市役所の住所 〒506-8555 花岡町2-18
ホームページアドレス https://www.city.takayama.lg.jp/
業務時間 平日午前8時30分から午後5時15分(土・日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く)

お知らせ

軽自動車税の納付期限は5月2日(月)

軽自動車税は、4月1日現在の所有者に課税されます。

4月18日付けで納税通知書を発送しますので、5月2日(月)までに納付をお願いします。

問合せ 税務課 ☎35-3136

固定資産税評価額の縦覧

所有資産の評価額をほかの資産と比較することができます。

対象 納税者本人、納税者と同一世帯で生計を一にする親族、納税管理人、納税者の委任状を持参した代理人

期間 ～5月31日(火)

場所 税務課・各支所地域振興課

＊本人確認書類が必要です。

＊所有する固定資産の評価が適正か縦覧できます。不服がある場合は審査の申し出ができます。詳しくは市HPをご覧ください。

問合せ 税務課 ☎35-3627

広報ID 1000421

国民年金の学生納付特例制度

20歳を迎えると、国民年金に加入し保険料を納めなければなりません。ただし、所得が一定額以下の学生は、申請により保険料の納付が猶予されます。

この期間は、資格期間には算入されますが、年金額は増加しません。10年以内に追納すれば、年金額に算入されます。

申込み 申請書に令和4年度の在学証明書または学生証、マイナンバーがわかるもの(代理人の場合は、代理人の本人確認書類と委任状も)を添えて、高山年金事務所または市民課(本庁1階)、各支所地域振興課窓口・郵送

＊引き続き特例の承認を受ける場合は、4月に日本年金機構から送付されるハガキに必要事項を記入して返送

問合せ 高山年金事務所 ☎32-6111
市民課 ☎35-3137

国民健康保険料決定通知(仮算定)を発送

前年度の保険料をもとに4月から6月までの暫定保険料を計算(仮算定)しました。通知書を4月中旬頃に世帯主宛に郵送します。ご確認いただき、納付をお願いします。

令和4年度の保険料年額は、前年所得が確定した後に決定(本算定)し、7月に改めて通知します。また、新たに適用される未就学児の均等割保険料の軽減措置や賦課限度額の引き上げについては本算定時に反映します。

なお、新型コロナの影響により納付が困難な場合は、保険料納付猶予(6カ月)の制度がありますので、ご相談ください。

問合せ 市民課 ☎35-3137

福祉医療費受給者証(子ども医療)

4月に小学校へ入学した児童の受給者証「就学前(黄緑色)」は、3月末日で有効期限が満了しています。

「義務教育終了まで(桃色)」の受給者証の受け取り手続きをお願いします。

＊該当する家庭には3月下旬に案内ハガキを送っています。

場所 福祉課(本庁1階)、各支所地域振興課

持ち物 健康保険証、福祉医療費受給者証「就学前(黄緑色)」、案内ハガキ

問合せ 福祉課 ☎35-3356

ひとり親家庭等日常生活支援事業をご利用ください

ひとり親家庭を対象に、保護者の病気や冠婚葬祭などで一時的な生活援助や子育て支援が必要な場合に支援員を派遣しています。

詳しくはお問い合わせください。

問合せ 子ども発達支援センター ☎35-3179

広報ID 1012972

交通遺児に激励金を支給

県では、毎年5月5日の「こどもの日」に合わせて、交通遺児に激励金を支給しています。対象となる交通遺児の保護者はご連絡ください。

対象 交通事故により生計をともにしていた父や母などを亡くした中学生以下または高校に在学中の満20歳未満

激励金 いずれも1人あたり
・乳幼児・小学生→15,000円
・中学生→20,000円
・高校生→25,000円

問合せ 子育て支援課 ☎35-3179
県県民生活課 ☎058-272-8205

春の全国交通安全運動

春の新入学(園)シーズンを迎え、子どもが巻き込まれる交通事故が懸念されます。

また、年間を通じて高齢者が関係する死亡事故の割合が高く、特に歩行中の事故が多くなっています。

一人ひとりが正しい交通マナーを実践して、交通事故を防止しましょう。

期間 4月6日(水)～15日(金)

＊10日(日)は交通事故死ゼロを目指す日

問合せ 協働推進課 ☎35-3412

飛騨地域就職ガイダンス

参加企業の人事担当者と直接面談できます(無料・申込不要)。

期日 4月27日(水)、28日(木)

時間 午後1時30分～4時

場所 市民文化会館(昭和町1)

問合せ 雇用・産業創出課 ☎35-3182

防災無線の内容は電話でもご確認いただけます。☎0180-995-690(緊急ごーろくおん)